

第2回指定管理者選定委員会会議録要旨

●開催日時 平成25年7月8日（月）午前10時00分～

●開催場所 別館特別会議室

事務局) 資料の確認

- ・レジメ
- ・募集要項案及び選定方法案
 - (1)図書館
 - (2)体育施設

委員長) 前回の会議において、所管課からそれぞれ提案がなされた。改めて事務局から簡単に説明をお願いします。

事務局) まず、「松ヶ岡デイサービスセンター」は、指定管理を実施しないことの承認をいただければ、正式に方針決定の市長決裁を受け、関係課と協議をしながら「施設の有償譲渡」を進めるという提案であった。今後、当選定委員会では議題としないが、万一、譲渡が不調に終わった場合、指定管理の再指定の手続が必要となることから、10月末をめどに決定していただきたい。関連して必要となる「財産処分」や「施設の廃止条例」は、3月議会に上程し、指定管理者の再指定の議案は、他の施設と同様に12月議会に上程予定である。

次に、「太陽の広場」は、公募せず老人クラブ連合会を5年間再指定することとし、指定管理料は前回よりも年間で8万円減額した年間150万円、5年間で750万円という提案であった。

次に、「ハーモニーホール」は、公募せず中間市文化振興財団を5年間再指定することとし、指定管理料は年間1億360万円、5年間で5億1,800万円という提案であった。

次に、「市民図書館」は、公募を行い、指定期間を5年間とし、指定管理料については当初〇〇〇円で提案であったが、その後の財政課との協議を経て、年間〇〇〇円、5年間〇〇〇円で改めて提案したい。

次に、「体育施設」は、当初は、公募せず中間市体育協会を指定管理者に選定し、指定管理料を年間〇〇〇円、5年間で〇〇〇円という提案であったが、委員からの指摘もあり、再度協議を行った結果、指定管理料を前回の提案よりも〇〇〇円〇〇した年間〇〇〇円、5年間で〇〇〇円に設定し、公募する方針に変更したい。

最後に、「地域交流センター及び歴史民俗資料館」は、当面は直営を維持し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる手法を引き続き検討するという提案であった。

委員長) 公募する施設は「市民図書館」と「体育施設」とし、「松ヶ岡デイサービスセンター」は施設の売却を進め、「太陽の広場」は公募せず老人クラブ連合会を再指定、「ハーモ

ニーホール」は公募せず中間市文化振興財団を再指定、「地域交流センター」については、平成 26 年度は直営を維持するという事でよいか。

ただいまの説明に対し意見や質問はあるか。

委員) 一同了承

委員長) 次に、募集要項案の説明をお願いします。

図書館) 「3. 管理の基準」において、現在、開館時間を午前 9 時 30 分から午後 6 時までと規定しているが、平成 26 年度からは午後 7 時まで 1 時間延長する予定である。「8. 指定管理料」は、〇〇〇円以内を見込んでいる。また、図書館の資料の充実を図る観点から、図書購入費の下限額を 570 万円とする。「11. 公募のスケジュール」は、募集要項を 8 月 12 日から配布し、年 8 月 19 日に施設の現地説明を開催する予定である。申請書の受付は、8 月 12 日から 9 月 11 日までとする。

委員長) ただいまの説明について、質問や意見はあるか。
では、次に体育施設について説明をお願いします。

生涯) 内容は、概ね市民図書館と同じである。対象施設は、体育文化センター、武道場、弓道場、幼児用プール、市営野球場、庭球場 2 か所、遠賀郡河川敷グラウンドの 8 施設である。指定管理料は、年〇〇〇円を予定している。なお、現地説明は、8 月 19 日を予定している。

委員長) ただいまの説明に対し、意見や質問はあるか。
体育協会との関係や連携はどのように考えているのか。

生涯) 施設の管理運営は、指定管理に移行するが、体育協会にはこれまで実施している事業の委託を継続する予定である。当然、指定管理者と体育協会が連携を図りながら事業を実施していく予定である。

委員) 前回提案では 5 年間で〇〇〇円、年間〇〇〇円であった指定管理料が〇〇〇円になっているが、そこは大丈夫なのか。当初の見込みが甘かったということか。

生涯) 純粹に体育施設の維持管理に要する経費は年間約〇〇〇円であり、今回、公募にあたりソフト面の充実強化を図りたいという思いから若干の費用を増額して提案を行った。

委員長) ということは、差額は体育協会との関係から生じたわけではないということによいか。

生涯) 前回の提案は、体育協会の事務局長等を統括責任者として配置し「公募せず、体育協会

を指定管理者に選定する」予定であったが、今回の提案は、それらの人件費分を減額したところの金額である。

委員) 人件費部分の見直しによる減額と考えるとよいか。

生涯) はい。

委員長) 次に、指定管理者の選定方法について説明をお願いします。

図書館) 選定方法は、第1次審査として書類審査を、第2次審査としてプレゼンテーションを行い、総合点で優先候補者を決定する。提出書類を基に、管理運営方針、運営体制、事業計画、収支計画などについて点数評価を行い、選定基準の5項目の中では、事業計画を42%の配点比率と最も重視している。第1次審査を50点、第2次審査を80点、合計で130点満点としている。各項目の点数については5点満点で、3点を基準とし、優れている場合は加点、劣っている場合は減点していく方式である。

選定基準項目案は、具体的な審査内容と着眼点を掲載している。

次に、第1次評点表案と第1次評価基準例案を掲載している。1次審査の手順は、申請者が提出した申請書副本と第1次評点表を9月13日(金)に各委員にお渡しするので、評価基準例案を参考に採点をお願いします。

委員長) 次に、体育施設の審査方法について説明をお願いします。

生涯) 体育施設の審査方法についても、市民図書館とほとんど同様である。

委員長) ただいまの説明に意見等はあるか。

では、選定方法については、書類審査とプレゼンテーションを行う「総合評価方式」により候補者を決定したい。

最後に、事務局から何かあるか。

事務局) 今後のスケジュールは、広報なかま8月10日号並びに市ホームページにおいて周知を行い、1か月間の公募期間を経て、9月17日から27日までに、1次審査を行っていただく。そして、1次審査の結果報告等を10月4日開催の第3回選定委員会で行った後、10月21日第4回選定委員会において、2次審査のプレゼンテーションを行う。その後、11月5日第5回選定委員会を開催し、指定管理候補者の決定を行う予定である。

委員長) ただいまの説明に対し、質問や意見はあるか。

ないようなので、以上で本日の会議を終了する。